

第三百三十七号議案

東京都男女平等参画基本条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和四年六月一日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都男女平等参画基本条例の一部を改正する条例

東京都男女平等参画基本条例（平成十二年東京都条例第二十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「（第十二条・第十三条）」を「（第十二条―第十三条）」に改める。

第十二条の次に次の一条を加える。

（都の附属機関等における委員構成）

第十二条の二 都の政策の決定過程に多様な価値観や発想を反映させるため、都の附属機関及びこれに類似する機関（以下「都の附属機関等」という。）の委員を選任するに当たっては、知事が別に定めるものを除き、男女いずれの性も委員総数の四十パーセント以上となるよう努めなければならない。

2 都の附属機関等は、一つの性の委員のみで組織しないものとする。

第十六条第二項中「いずれか一方の性が」を「いずれの性も」に、「四割未満とならない」を「四十パーセント以上となる」に改める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の東京都男女平等参画基本条例第十二条の二の規定は、この条例の施行後に選任される都の附属機関及びこれに類似する機関の委員について適用する。

(提案理由)

都の附属機関等の委員構成について、男女の比率を割り当てるクォータ制を導入するほか、所要の改正を行う必要がある。